

港湾整備特別会計の抜本的改革について

1 現状

- (1) 港湾特会（埋立事業）は、北九州港管理組合時代の事業を引き継ぎ、以来、40年間、事業を継続している。
- (2) バブル経済の崩壊以降、地価下落や土地売却不振が続くなか、平成18年度の包括外部監査で「全ての分譲地が売却できたとしても、市債の全てを償還することができない。」との指摘を受けた。
- (3) 平成22年度には、廃棄物処分場用地の無償譲渡など、一般会計からの支援を盛り込んだ「経営健全化策」を策定した。
- (4) 平成22年度から現在までの間、50億円を超える土地売却収入をあげているが、円高や東日本大震災の影響など、土地売却を取り巻く厳しい環境が続き、公債償還基金への積立を抑制せざるを得ない状況である。
- (5) このままの状況が続けば、近い将来、一般会計からの繰入などが必要になることも想定される。また、本市の更なる活性化を図るためにも、早急に港湾特会（埋立事業）の抜本的改革に取り組む必要がある。

2 港湾特会（埋立事業）の抜本的改革の実施

(1) 収入増対策

- （仮称）臨海部産業用地・分譲推進本部の設置
（4月設置、本部長：梅本副市長）
*市役所一丸となった、さらなる臨海部の土地の分譲促進。

(2) 事業の見直し

- 新規埋立事業の見合わせ
- 一般会計が負担する場合の軽減策の検討
 - *一般会計の負担軽減及び平準化に繋がる三セク債の活用を検討。
 - *三セク債を活用する場合の条件として、平成25年度末までに抜本的改革に着手し、総務省に対し、活用する意向を表明する必要があることから、今年度中に意向表明を行う。

臨海部産業用地・分譲推進本部 の設置について（案）

港湾空港局が所管する臨海部産業用地のうち、響灘地区（響灘臨海工業団地）については、企業誘致の指針として「グリーンエネルギーポートひびき」を展開の中心に据え、エネルギー関連産業や物流産業の誘致を進め、これまでに分譲用地の92%を売却した。今後も、洋上風車の総合拠点化に向け、更なる産業集積を図る。

一方、「内航の拠点」として海運物流産業の集積を進めてきた新門司地区（マリナクロス新門司）においては、臨海部特有の問題もあり厳しい状況が続いているが、平成25年度、九州最大の輸出車両用モータープールを誘致した。また、来年には、東九州自動車道（門司～宮崎）が開通し、さらに、同港に就航するフェリーの大型化も予定されていることから、拠点としての機能強化が進むことになる。

これを契機に、“更なる物流拠点化”の一環として「マリナクロス新門司」を重点地区に位置づけ、推進本部を設置の上、分譲の促進に全力を傾けるもの。

記

1. 重点取組地区 「マリナクロス新門司」

2. 推進本部の体制

- 1) 名称 臨海部産業用地・分譲推進本部
- 2) 本部構成
 - ・委員会 梅本副市長(本部長)
関係局長・理事
 - ・部会 港湾空港局・産業経済局 の関係部課長

3. 活動内容

- ① 課題の再点検
 - a. 近隣用地価格との乖離
 - b. 諸規制(分区条例、港湾計画など)
 - c. インフラの未完備
 - d. その他の課題(従業員の確保、南海トラフの影響など)
- ② マーケティング(ターゲットとなる顧客の再整理)
- ③ 活動計画の策定
- ④ 分譲体制の再検討

第三セクター等改革推進債（三セク債）の概要

第三セクター等改革推進債（以下、「三セク債」という）とは、地方公共団体が出資する第三セクターや地方公社、公営企業などの整理または再生などの抜本的改革を集中的に行うことができるよう、平成21年度から平成25年度までの時限措置として設けられた地方債である。

1 三セク債を発行できる団体

公営企業の廃止等に取り組む地方公共団体において、その取り組みが団体の財政の健全な運営に資すると認められる場合に発行できる。

2 対象となる経費

◆第三セクター（及び地方住宅供給公社）

地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費

◆土地開発公社及び地方道路公社

公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等を行っている公社借入金の償還に要する経費

◆公営企業（特別会計）

公営企業（特別会計）の廃止を行う場合に必要となる経費

- ・施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・地方債の繰上償還に要する経費
- ・一時借入金の償還に要する経費 等

3 対象期間

平成21年度～25年度の時限措置（一定期間内の集中的な改革を推進）

※経過措置として、発行は平成28年度まで延長される予定

※25年度末までに総務省に活用する意向を表明しておく必要がある。

4 必要な発行手続

議会の議決 ⇒ 総務大臣又は都道府県知事の許可

5 償還年限

原則10年以内。10年を超える償還年限を設定した事例あり。

6 財源措置

三セク債の支払利息の1/2、上限5億円について、特別交付税措置が講じられる。

1 土地売却状況

5 埋立地売却状況 (25年3月31日現在) 単位：件、㎡、千円

地 区		22年度まで	23年度	24年度	売却累計	未売却面積	売却率 (%)
総 数	件 数	879	9	5	893		
	面 積	9,251,490	35,224	161,407	9,448,121	797,023	92.2%
	金 額	120,783,261	809,806	3,835,879	125,428,946		
新門司2期	件 数	52	3	3	58		
	面 積	885,156	7,792	95,758	988,706	406,159	70.9%
	金 額	33,137,916	205,274	2,541,818	35,885,008		
太 刀 浦	件 数	46	1	0	47		
	面 積	199,394	1,595	0	200,988	791	99.6%
	金 額	10,226,505	53,896	0	10,280,401		
響灘(東部)	件 数	192	4	2	198		
	面 積	3,942,613	18,745	65,648	4,027,007	375,869	91.5%
	金 額	40,603,581	408,786	1,294,062	42,306,428		
響灘(西部)	件 数	2	1	0	3		
	面 積	58,369	7,093	0	65,461	0	100.0%
	金 額	1,191,527	141,850	0	1,333,377		
そ の 他	件 数	587	0	0	587		
	面 積	4,165,959	0	0	4,165,959	14,204	99.7%
	金 額	35,623,732	0	0	35,623,732		

注：一般会計により取得、処分したものはその他を含む。

(出典：調査 平成24年度決算号)

2 資産と負債のバランス (平成24年度末)

① 資産

売却中の分譲地	195 億円
公債償還基金積立金	90 億円
廃棄物処分場用地	106 億円
未竣功地等	68 億円
計	459 億円

② 負債

市債残高	529 億円
売却のためのインフラ整備費等	60 億円
計	589 億円

差引 (①-②)	▲130 億円
----------	---------

3 埋立事業の直接的効果(昭和39年度から平成21年度までの企業立地によるもの)

- ・ 企業立地件数 844 件
- ・ 雇用人員 約 9,000 人 (推計値)
- ・ 税収額 約 932 億円 (推計値)

* 推計値は、立地企業ごとの立地面積や業種などをもとに、各種統計データを参考にして
 税収(法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税)及び雇用人員を算定したものの。

【マリナクロス新門司】 ■：分譲残地



平成 26 年 3 月 1 日現在

【響灘臨海工業団地】 ■：分譲残地



平成 26 年 3 月 1 日現在